国立感染症研究所とタイ・国立生物製剤品質管理研究所との ワクチン及び生物製剤の品質管理分野に関する覚書の締結について

厚生労働省国立感染症研究所(感染研)は、平成29年10月11日、タイ・国立生物製剤品質管理研究所(IBP)にて、ワクチン及び生物製剤の品質管理分野に関する覚書を締結しました。

1. 覚書の概要

- (1) 題名「日本国国立感染症研究所とタイ・国立生物製剤品質管理研究所間のワクチン 及び生物製剤の品質管理分野の研究協力等に関する覚書」(原文:英文)
 - "Memorandum of Understanding on Cooperation for the Quality Control of Vaccines and Biological Products Between the Institute of Biological Products of the Department of Medical Sciences, Ministry of Public Health of Thailand and the National Institute of Infectious Diseases of the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan"
- (2) 目的「ワクチン及び生物製剤の管理に関する事項について相互に支援・協力する。」
- (3) 支援・協力事項「①研究協力、②人材開発、③情報の共有 ④その他、ワクチン及び生物製剤の管理分野における両機関の発展に必要な事項等」

2. 覚書の署名式

覚書は感染研倉根一郎所長と保健省 Dr. Sukhum Karnchanapimai医科学局長が署名し、覚書の交換式典には保健省よりDr. Thawat Suntrajarn副大臣ほか2名と国立生物製剤品質管理研究所よりMrs. Teeranart Jivapaisarnpong 前所長ほか1名、感染研より熊谷室長が出席して執り行われました。